

国民健康保健南丹病院組合 障がい者活躍推進計画

この計画は、障がい者の雇用の促進等に関する法律(令和2年4月1日一部改正)第7条の3第1項の規定に基づき、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて定めるものです。

機関名	国民健康保南丹病院組合
任命権者	国民健康保健南丹病院組合管理者
計画期間	令和4年1月1日～令和8年3月31日
国民健康保健南丹病院組合における障がい者雇用に関する課題	当組合において、令和3年1月1日～令和3年12月31日までを計画期間とする障がい者採用計画を作成し、採用活動を行っているが、令和3年度の法定雇用率が未達成となっている。 このため、継続して募集・採用に努めるとともに、既に勤務する障がい者が働きやすい職場となるよう体制整備を行う。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 (各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和3年6月1日時点の実雇用率 1.89 % (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員として総務課人事担当を選任する。 ○障がい者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○既に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合は、障がい者との話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長と面談を行い、業務が適切に行われているかを確認する</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。</p> <p>○中途障がい者について、必要な職務選定、職場環境の整備等を行う。</p>
4. その他	<p>○その他各関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>